

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九五一年中におけるわが国労働災害の発生状況を、主として労働者死傷病報告による数字(労働省労働基準局安全課編「昭和二六年、安全関係業務統計」)によってみよう。

同報告の数字には相当数の未報告があり、これによって発生災害の実数を把握することはできないが、月別発生傾向、発生災害の主要原因等を知ることができよう。(註)労働者災害補償保険法は労働基準業法適用事業のうち「災害の多発する」事業すなわち、工場、鉱山、運送、土建、貨物取扱、森林業、その他の危険有害事業に強制適用されることになっているため、もしこの労災補償の申請が正確に行われるならば、それによって当該事業における業務上災害の発生状況を最も明瞭に知りうるわけである。しかし、労災保険における補償は、休養補償と療養補償について一定の限度(休業七日以上または一件六〇〇円以上)を附しているため、強制適用事業でのその限度に満たない業務上災害および任意適用事業におけるすべての業務上災害については別に調査しなければわからない。そこで労働基準法はその施行規則と安全衛生規則において、労働者死傷報告、業務上の疾病・食中毒報告、災害事故報告の三様式の報告を要求している。以上の報告の対象となるいわゆる「業務上」傷病は、労働基準法と労働者災害補償保険法で「就業の場所で、就業時間中に且つ就業中」に受けた死傷またはかかった疾病と規定され、事業達成のための行為をしていることを主たる前提としている。ところで、労働者死傷病報告による労働災害の新規発生件数と労災保険事業月報における保険給付件数とを比べた場合には労働者死傷病報告の方が多はずであるが、実際には逆になっている。すなわち、一九四五年一月―二月の間に労働基準監督署へ提出された労働者死傷病報告によれば、災害件数は三二六、二一四件、これを死亡、重傷、軽傷別にみると死亡三、〇八一件、重傷一一八、六五一件、軽傷二〇四、四八二件であったが、一方、同じ期間の労災保険事業月報による新規発生件数は五七六、二〇四件(死亡三、七四九件、その他の傷害五七二、四五五件)で労働者死傷病報告は総数でその五六・六%にしか当らず、最も確実に把握される死亡においても八二・二%、その他の傷害においては五六・四%と約半数程度しか報告されていない。更に個々の産業についてみても、資源庁保安局の資料によって鉱業について比較すれば、石炭鉱業のみについてかかげた同資料の総数が一六九、七三七件(死亡八一二、その他の傷害一六八、九二五)であるのに対して、死傷病報告では鉱業全体で五五、二六一件(死亡三三六、その他の傷害五四、九二五)と僅に三二・六%(死亡四一・五%、その他の傷害三二・五%)しか報告されていないことになり、労働者死傷病報告に示された数字は実際の災害発化状況より相当の脱落のあることが知られる。

死傷災害発生状況

第一〇〇表によって、一九五〇年と五一年を比較してみると、製造工業三・九%、運輸事業二〇・

二%およびその他の事業四・三%それぞれ減少し、貨物取扱業は三五・一%、農林業(主として林業)は四六・四%と大巾に増加している。勿論、発生数の増減は労働者数や労働時間数に関連があるので、この発生数の増減がそのまま直ちに発生率の増減を意味するわけではない。

全産業(鉱業を除く)の全負傷数は前年の一・六%増であるが、休業傷害の八日以上のもので大巾(九・八%)に増加し、反対に七日以下のものが九・一%だけ減少していて、それぞれの比率は製造業1:0.8、建設業1:0.5となっている。このように休業七日以下の傷害比率が少ないのは、それが労災保険法の休業補償の対象とならないので、相当数の報告漏れがあったためと考えられる。

なお、一九四七年九月から実施された労働基準法の対象事業場における業務上の死傷災害の数は報告されたものだけで第一〇〇表のごとくであった。

#### 男女別死傷災害発生状況

第一〇一表によって災害の発生状況を男女および年少者別にみると、これによって少数の年少者または女子を使用している比較的多くの傷害者を出している業種(建設事業および貨物取扱事業)が明かになる。これらの業種では年少者、女子の使用に対して、特に安全管理を強化し、特別軽易な業務に限定することが望まれよう。この表の総数(五三二、四二一)と第九九表の総数(五四九、四四七)との相違は報告の締切期日を異にしているためである。

#### 原因別死傷災害の発生状況

死傷件数を原因区分してみると、第一〇二表の通りである。

(註)この原因区分は死傷災害を原則としてその直接原因別に区分したもので、二つ以上の複合原因によるものは主な一原因に分類してある。

すなわち、全産業(鉱業を除く)の原因別負傷件数をその発生比率によってみると、物品の取扱・運搬中におけるものが全体の負傷の三三・五%に当り、次いで落盤・物の倒壊・飛来等によるものが一六・五%(以上合計五〇・〇%)鋸機・研磨盤その他の機械によるものおよび人の転倒、つまずき、踏抜等によるものがそれぞれ八・九%となっている。これに対し死亡だけの原因別では、落盤・物の倒壊・飛来等によるものが最高で一八・八%、高所からの墜落が一七・七%、貨車・自動車等によるものが一七・〇%(以上計五三・五%)となっていて、明らかに負傷の場合と異った傾向を示している。また、原因別の発生比率は作業内容の異なる業種によってもかなりの差異がある。たとえば動力機械・動力運搬設備を多く使用する業種ではそれらによる発生が多く、手工具の使用や、人力による取扱、運搬作業の多い業種ではそれらに基く災害の発生が多くなっている。

#### 災害発生率

次に一九五一年度における産業別災害の発生状況を度数率および強度率によってみると第一〇三表のごとくである。

(註)この表は労働安全衛生規則第一条第一号の規定によって安全管理者を選任している全国の事業場(常時一五〇人以上の労働者を使用する製造業、運輸業、ガス・電気・水道の公益事業、建設業等の事業場で、官営事業及鉱業を含んでいない)について調査したもので、事業場数四、二〇〇、労働者数二、二九〇、〇〇に対する度数率および強度率を示すものである。それぞれの発生率は次のように計算された。

” 度数率 = 死傷件数 × 1,000,000 ÷ 労働延時間数

” 強度率 = 損失日数 × 1,000 ÷ 労働延時間数

要するに度数率は一〇〇万労働時間時間当りの死傷者数であり、強度率は一、〇〇〇労働時間当りの労働損失時間であって、強度率において死亡の損失日数は七、五〇〇日として計算される。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---